

令和 6 年 1 月 31 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

（公印省略）

令和6年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の
使用料等の取扱いについて

厚生労働省より、各都道府県等宛てに、福祉避難所として開設された介護保険施設等に高齢者等の避難者が避難した場合、避難所として使用する場所（部屋）の使用料（室料）、避難者に対する食事・水等については、災害救助法における国庫負担の対象となる旨の事務連絡が発出されましたので、情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・令和6年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いについて（令6.1.29 厚生労働省老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

以上

事務連絡
令和6年1月29日

各
（都道府県）
（保健所設置市）
（特別区）
医務主管課
衛生主管課
介護保険主管課

各都道府県・政令市精神保健福祉主管課 御中
各都道府県災害救助担当主管課

厚生労働省老健局 総務課
介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和6年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の
使用料等の取扱いについて

福祉避難所として開設された介護保険施設等に高齢者等の避難者が避難した場合、避難所として使用する場所（部屋）の使用料（室料）、避難者に対する食事・水等については、災害救助法における国庫負担の対象経費となりますので、管内市町村、関係団体等に周知されますようお願いいたします。

本取扱いについては、内閣府政策統括官（防災担当）に協議済みであることを申し添えます。

高齢者の避難先の費用負担について

- ✓ **福祉避難所として開設された、介護保険施設（GH含む）や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に高齢者等の避難者が避難した場合、避難所として使用する場所（部屋）の使用料（室料）、避難者に対する食事・水、避難所生活に要する物品等の供与に要した費用については、他の一般避難所と同様に災害救助法の対象**
- ✓ **これら介護保険施設等で提供する介護サービスについては、介護保険にて対応（自己負担について減免措置あり）**

福祉避難所におけるサービス (介護保険施設（GH含む）・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)	
避難所の使用料、食費 避難所の生活に要する物品費	介護サービス費（※）
《 災害救助法 》	《 介護保険 》

※介護サービス費の自己負担（原則1割）については減免対象